



市役所で日曜窓口を開設します！

- 【場所】 四日市市役所 ※地区市民センターは開設しません
 【日付】 3月29日(日)
 【時間】 8時30分～17時15分
 【同日開催の近隣市町】 桑名市、鈴鹿市、菟野町、亀山市、津市、東員町



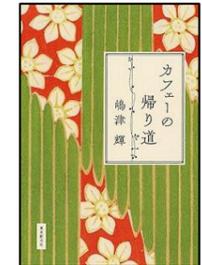
階	窓口	取扱業務
1階	市民課 ☎354-8152	転居届・転入届・転出届等(マイナンバーカードを利用する届は除く) 住民票の写し・戸籍の証明書の交付(広域交付は除く) 印鑑登録・証明書の交付、各種市税証明の交付、戸籍の届出
	外国人市民向け生活オリエンテーション(生活情報案内) (開設時間 9:00～12:00、13:00～16:00)	
2階	市民税課 ☎354-8133	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更など (四日市市発行のナンバープレートのみ)
3階	保険年金課 ☎354-8159	国民健康保険・後期高齢者医療の手続き
	介護保険課 ☎354-8427 ☎354-8190	要介護認定申請の受付、介護保険料の相談・収納など
9階	学校教育課 ☎354-8250	市立小・中学校の転校、新入学の手続きなど
総合 会館 3階	こども手当・医療 給付課 ☎354-8083	児童手当、子ども医療費助成の手続き

※各窓口では、テレビ電話通訳サービス(16言語)の対応が可能です



小山田地区市民センターの図書コーナーに 新しい本が入りました

- 【一般書】
 ☆時の家<鳥山まこと>…第174回芥川賞受賞
 ☆叫び<畠山丑雄>…第174回芥川賞受賞
 ☆カフェの帰り道<嶋津輝>…第174回直木賞受賞
 ☆エピクロスの処方箋<夏川草介>



- 【児童書】
 ☆パンズー<misato.>
 ☆めだまのスポット ふたりでさんぽ<田中達也>
 ☆どろぼうジャンボリ<阿部結>…MOE 絵本屋さん大賞第3位

小山田地区市民センターでは本の貸し出しをしています。
 おひとり5冊まで(新着本は1家族3冊まで)2週間借りることができます。
 2階の図書室や1階事務室内の図書コーナーに絵本や小説、趣味の本などを
 配架しています。ぜひお立ち寄りください。



スマホ活用にかかる2つの講座 参加者募集!(なやプラザ)

「スマホは持っているけど、LINEしたことない…」
 「ChatGPTってよく聞くけど、どうやって始めるの?」という
 初心者向けのスマホ講座を下記のとおり開催します。
 初めての方も、丁寧に楽しく教えますので、ぜひご参加ください。



講座名	日時	対象
(1)LINE 初心者講座	3月11日(水) 14:00～15:30	市内在住でLINEにまだ慣れていない方
(2)チャットGPT 体験講座	3月25日(水) 14:00～15:30	市内在住でチャットGPT(人工知能を使ったチャットサービス)を体験したい方

- 【定員】各回12人(先着順) 【参加費】無料
 【講師】特定非営利活動法人 愛ママズIT倶楽部
 【持ち物】現在使用されているスマートフォン(アプリをインストールできるもの)、
 筆記用具
 【会場】なやプラザ会議室3(四日市市蔵町4-17) ※駐車場あり
 【申込み】電話(☎357-1370・受付時間9:00～17:00)にてお申し込みください。

第2回四日市居場所交流会を開催します

—福祉総務課—

四日市市内には、こども食堂、認知症カフェ、高齢者サロン、放課後等デイサービス、就労継続支援事業所、各自助グループ、日本語教室、子育てサークルなど、さまざまな「居場所」が活動しています。

それらの「居場所」を運営している人、「居場所」に参加している人、「居場所」に興味のある人、どなたでも参加いただける交流会を開催します。

当日は、居場所づくりの担い手によるトークセッション、各居場所の紹介展示、ボードゲーム交流、国際じゃんけん大会など、どなたでも楽しめる内容となっております。ぜひ気軽にご参加ください。

日時：3月20日（金・祝） 13時～15時30分
場所：四日市商工会議所 1階ホール
参加費：無料（申込不要）

詳しくはこちら



【チラシ】

【問合せ】NPO 法人市民社会研究所

TEL 355-5115 メール ssk21ww@yahoo.co.jp

ごみ出し3原則のルールを守ろう！

- きめられた日の朝8時30分までに
- きめられたものを
- きめられた集積場へ



乾電池はセンターでは回収していません。
資源物の収集日に集積場にお出してください。



※収集日については、「ごみ収集日程表」（広報よっかいち3月上旬号で同時配布しています）をご確認ください。

【環境事業課 TEL 340-3308】

納税は、便利で安心な
口座振替で!!

【お問合せ先】四日市市 収納推進課

Tel 059-354-8141

Fax 059-354-8309



火災急増中

野焼きから燃え広がります！！

市内でも焼却行為が原因の火災が多く発生し、中には焼却行為から付近の建物や林野に燃え移る火災も発生しております。また焼却行為は近隣住民への影響がありトラブルにつながる恐れもあります。

野焼き行為は、原則禁止です。

適用除外（農林業を営むためやどんど焼など）となる焼却行為時の注意点

- ・ 事前に消防に届出を行う。
- ・ 乾燥注意報が発令されている時や、風が強い日は避ける。
- ・ 水バケツや消火器を準備しておく。
- ・ 火が完全に消えるまで絶対に目を離さない。
- ・ 少しずつ燃やすなど、煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる。

火の用心！！



問合せ：四日市市南消防署南部分署 TEL 349-5119

